

「感染対策期」

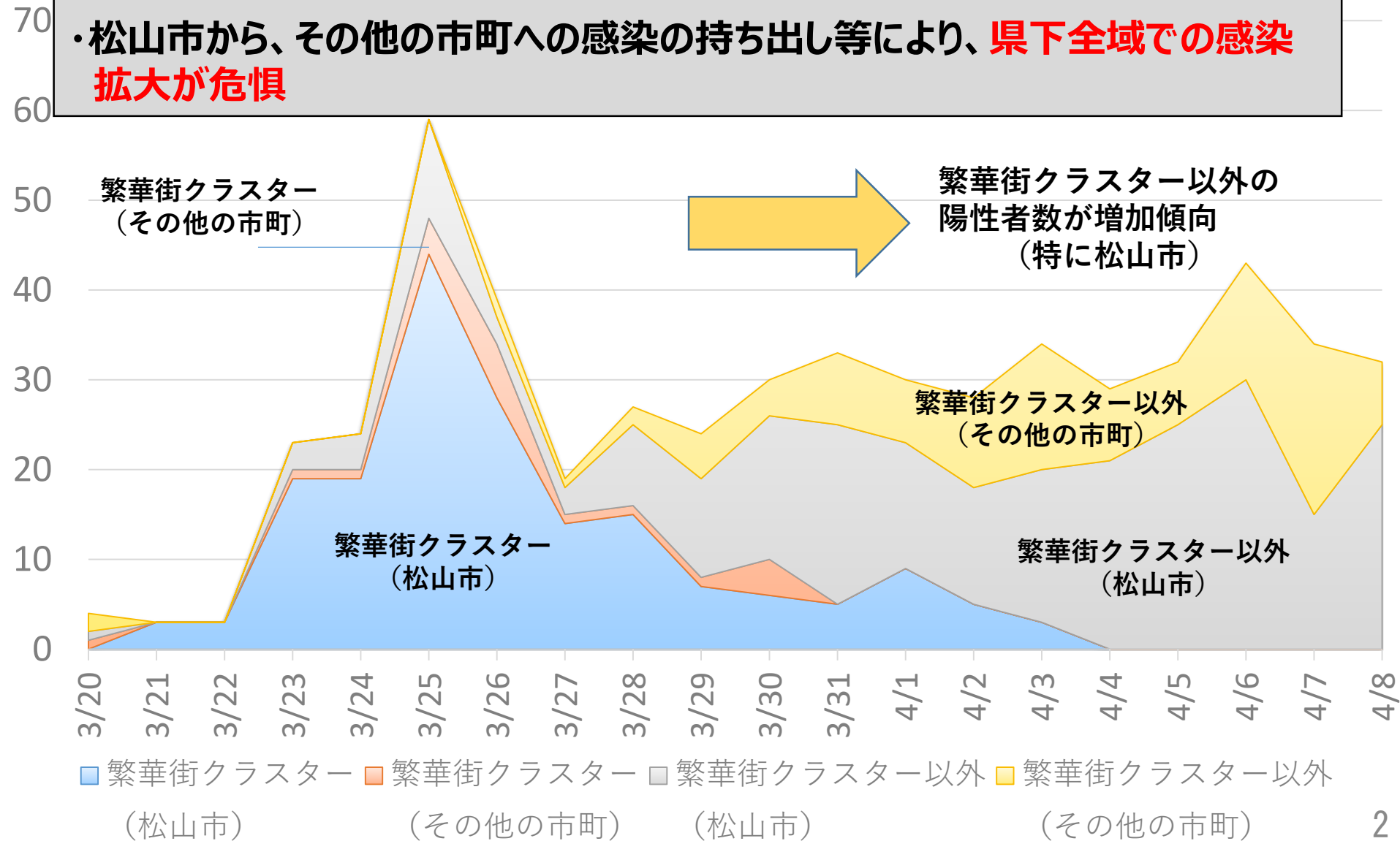
4月8日(木)～4月21日(水)

- 感染リスクと医療への負荷は、最も深刻な水準です。
- 感染回避を最優先に、人との接触をできるだけ避けてください。
- 夜の「飲み会」だけでなく、日中の予定、友人や親族との集まり、地域の集いなど、幅広い接触で感染が広がっています。

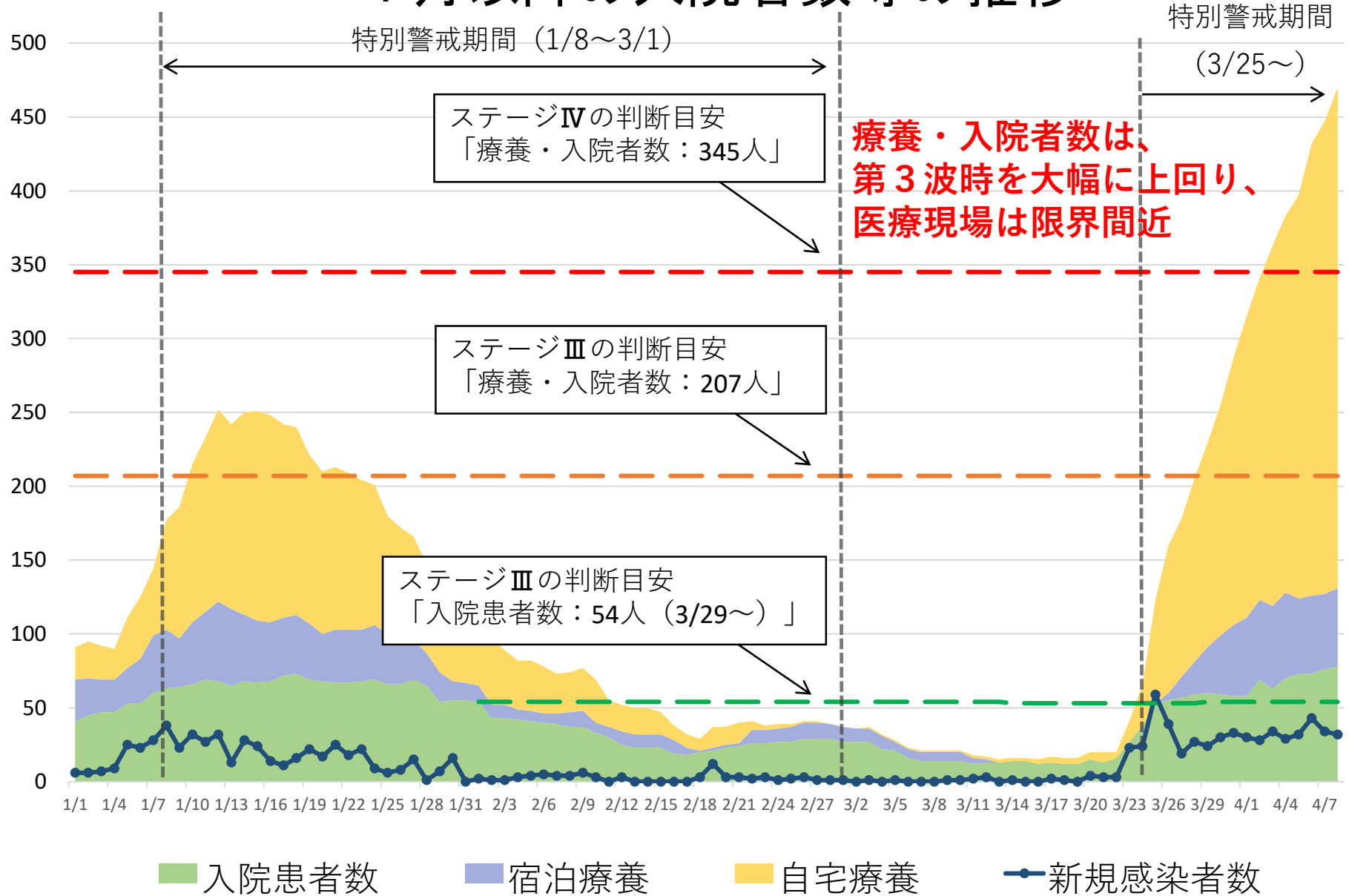
この2週間、最大限の警戒とご協力を！

県内の感染状況は「拡大局面」へ突入

- ・松山市繁華街クラスターから、家庭内や職場、生活上の接触等により、地域に感染が広がり、**もはや松山市内は「市中感染のまん延」状態に**
- ・松山市から、その他の市町への感染の持ち出し等により、**県下全域での感染拡大が危惧**



1月以降の入院者数等の推移



《国の「ステージⅢ」の判断目安である 7 指標》

【現在の水準】

- | | | | | |
|---------------------|--------------------------|------------------------|---|--|
| ・ 入院患者数 | 54人以上
(ステージⅣ：135人以上) | ⇒ | <u>78人</u> | ・ □は本県過去最高値
・ 療養・入院者数は
ステージⅣの目安を超過 |
| ・ 重症者 | 7人以上
(ステージⅣ：17人以上) | ⇒ | 6人 | |
| ・ 療養・入院者数 | 207人以上
(ステージⅣ：345人以上) | ⇒ | <u>470人</u> | |
| ・ 陽性率 | 10%以上/週
(ステージⅣ：同上) | ⇒ | 6.1% (4/2～4/8)
※8.3% (1週前) | |
| ・ 新規感染者数 | 207人以上/週
(ステージⅣ：345人) | ⇒ | <u>232人</u> (4/2～4/8)
※202人 (1週前) | |
| ・ 直近1週間の感染者数が先週より多い | ⇒ | <u>先週より増加 (先週222人)</u> | | |
| ・ 感染経路不明 | 50%
(ステージⅣ：同上) | ⇒ | 30.6% (71/232件、4/2～4/8)
※21.3% (1週前) | |

《全国（上位10都府県）の感染状況》

ステージ	都道府県	人口10万人あたり 新規陽性者数
ステージ4	宮城県	41.20
	沖縄県	40.47
	大阪府	32.57
ステージ3	山形県	20.41
	兵庫県	18.84
	東京都	18.72
	奈良県	17.67
	<u>愛媛県</u>	<u>15.09</u>
ステージ2以下	埼玉県	11.78
	千葉県	11.54

※4/2厚労省公表

人口10万人当たり新規陽性者数：4/1までの直近1週間

感染予防と社会経済活動のバランス

警戒レベルの設定（3区分）

- 基本的に、以下の3つの警戒レベルを設定し、感染状況等（まん延度合い、医療負荷等）に応じて感染対策と社会経済活動等のバランスを図る。
- 警戒レベルに基づく要請等は、県下一律で行うものに加え、感染状況に応じて、市町やエリア単位での対応も行う。

【感染縮小期】 ↔ 【感染警戒期】 ↔ 【感染対策期】

【移行期間】

【特別警戒期間】

〔感染予防と社会経済活動のバランスを図る〕

〔感染予防を重視
社会経済活動は制限付きで展開〕

〔感染予防を最優先
社会経済活動はできる限り縮小〕

感染予防

感染予防

感染予防

社会経済
活動等

社会経済
活動等

社会経済
活動等

〔実績〕 R2.6/19～11/19

〔実績〕 R2.5/11～6/18、R2.11/20～現在
※1/8～3/1、3/25～現在：「特別警戒期間」

〔実績〕 なし（ただし概ね昨年5月の
連休期間中）

「感染対策期」の要請内容等

項目	4月7日以前	4月8日以降
対策期間	3/25(木)～4/7(水)	4/8(木)～4/21(水)
期間名称	「感染警戒期」～特別警戒期間～	「感染対策期」へ切り替え
要請・協力依頼内容	首都圏（1都3県）への往来や出張は慎重に判断（協力依頼）	・外出や人との接触、会合の機会を減らす ・松山市との往来自粛 ・感染拡大地域（首都圏やまん延防止等重点措置の適用都道府県）への不要不急の出張・往来自粛 ・不要不急の外出自粛《松山市限定》
	「年度替わり」の注意 「花見」は着座しての飲食禁止【松山市限定】	【法要請】
	飲食店利用や会食の注意	会食の注意【法要請】
	「5つの場面」の注意	継続【法要請】
	事業者によるテレワークや時差出勤等の一層促進	テレワーク、時差出勤の利用促進、職場内の感染防止対策の徹底【法要請】
	酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請（協力金を含む）【法要請】	継続【法要請】
	業種別ガイドラインの実践	継続【法要請】
	医療・高齢者施設の面会制限 （施設長等の判断のもとで実施）	継続
	・身体接触を伴う活動等は極力控える【全県】 ・松山市内及びその近郊の学校は練習試合禁止 ・松山市内中心に教員の見守り活動を強化	・身体接触を伴う活動等は行わない【全県】 ・練習試合等の対外交流禁止を全県に拡大 ・公式大会は、無観客での実施を主催者に要請 ・教員の見守り活動を強化【全県】
	イベント等感染対策の徹底	県主催の集客イベントの延期・中止
		県管理施設の使用の制限

「感染対策期」の要請内容の要点

【県民の皆さんへの要請】

- 外出や人との接触、会合の機会を減らす
- 松山市との不要不急の往来自粛
- 感染拡大地域への不要不急の出張・往来自粛

《特に松山市》

- 不要不急の外出自粛

【事業者の皆さんへの要請】

- 感染防止対策の改めての徹底

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

○外出や人との接触、会合の機会を減らす

- 毎日顔を合わせている人間関係の中で過ごす（親族であっても日常的に会っていない者との接触は避ける）
※高齢者の介護や日常生活の支援等、必要があるものは対象外
- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を必ず避ける
- 基本的な感染対策の徹底（マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効）
- 「3密」の場は絶対に避ける

○松山市との不要不急の往来自粛

○感染拡大地域（首都圏やまん延防止等重点措置の適用都道府県等）への不要不急の出張・往来自粛

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【特に松山市の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

○不要不急の外出自粛(夜だけではなく、日中も含め)

※不要不急の外出の例

- ・友人や同僚など、家族以外の方との集い
- ・趣味のスポーツや文化・余暇活動
- ・町内会等の地域の集い
- ・不特定多数が集まるイベントや会合への参加

⇒既にある予定も、この2週間、見送りや延期について、強く検討を求めます

【事業者の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

○感染防止対策の改めでの徹底

- 歓迎会や職場全体での大人数での飲み会は自粛
4人以下で実施する場合も、普段顔を会わせている人と長時間を避ける(2時間以内)など、感染リスク回避を徹底
- テレワーク、時差出勤の利用促進
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 松山市や感染拡大地域への出張は、ウェブの活用や延期など代替案を検討

イベント等の取扱い(詳細)

【県の取扱い】

【イベント関係】

○ 参加者が特定できない集客イベントは県下一円で延期又は中止（県主催イベント）

○ オリンピック聖火リレーの取扱い

➢ 感染状況の推移をギリギリまで注視し

実施の一定期間前に改めて判断

➢ イベント等の縮小、事業の見直しで経費を節減し

医療・福祉関係者等へエールを送る

ことを、県実行委員会で調整のうえ

東京オリパラ大会組織委員会と協議

イベント等の取扱い(詳細)

【県の取扱い】

【県管理施設関係】

- 県管理施設のうち**松山市周辺の集客施設**（とべ動物園、えひめこどもの城）は**閉館**
- その他の集客施設は入場制限の上、開館
- 県管理施設の貸館利用（予約済みに限る）は継続
- 県管理施設でのイベントは、以下の**許可条件を付して、使用を許可**

＜許可条件＞

- ・ガイドラインの遵守等、感染対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握

学校活動の制限等

【学校関係】

- 身体接触や発声等が伴う活動は行わない【全県】
- 練習試合等の対外交流禁止を全県に拡大
 - ▶ 公式大会は、感染防止対策を強化し、無観客での実施を主催者に要請
- 教員による見守り活動を強化【全県】

【その他】

- 県内宿泊旅行代金割引の新規発行中止の継続【全県】
- GoToイート食事券の追加販売（4/16開始予定）は当面の間延期【全県】

感染拡大を防ぐための対策

○ 宿泊療養施設の追加確保（調整中）

○ 高齢者施設職員の一斉検査の実施

- ・実施地域：松山市、新居浜市、西条市

- ※感染状況を見極めながら対象地域を選定

- ・対象者：第一段階・・特別養護老人ホーム

- 第二段階・・認知症高齢者グループホーム

- 第三段階・・軽費老人ホーム、有料老人ホーム等

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】（特措法第24条9項）

○感染拡大地域（首都圏やまん延防止等重点措置の適用都道府県）への不要不急の往来や出張の自粛

- やむを得ない往来や出張時は、訪問先自治体の注意事項に従うなど、感染回避行動を徹底
- 帰県後2週間は体調管理に留意し、感染リスクの高い行動をした方は、懇親会等の参加は控える

※首都圏（1都3県）

令和3年3月21日まで緊急事態措置を実施すべきとされていた都県
（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）

※まん延防止等重点措置の適用都道府県

（4月8日時点での適用府県：宮城県、大阪府、兵庫県）

○その他、感染者が増加している地域への往来や出張時は注意

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請】（特措法第24条9項）

○ 酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請

[対象] 松山市繁華街（一番町～三番町、花園町等）で、食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供し、屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗

[内容] 営業5～21時まで、酒類提供20時30分まで

[期間] 令和3年4月1日(木)午前0時～4月21日(水)24時まで

[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

○ 営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金の支給

営業時間短縮に協力した飲食店に対し、4万円/日（21日間で1店舗あたり84万円）の協力金を支給。

※県と松山市が共同で実施。併せて、松山市繁華街への見回りも行う。

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】（特措法第24条9項）

○ 会食に関して、次の事項に注意

● 日常の会食は、基本的に4人以下

- 毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と
- 席の間隔を十分空けて
- 大声を出さない。羽目を外さない
- 長時間の飲食は避ける（2時間以内）
- 感染対策がとられたお店を利用する

■ 会食に関する注意事項 ■

① 店側の感染対策ができていることを確認

《飲食店を選ぶ際のポイント》

座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、消毒液の設置、換気の徹底

② 参加者の2週間以内の行動歴を確認

「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと

③ 当日の体調不良者がいないことを確認

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】（特措法第24条9項）

○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意

※「5つの場面」

- ①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、
③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

【事業者の皆さんへの要請】（特措法第24条9項）

○「3つの密」の回避に向けた業種別ガイドラインの実践

【医療機関・高齢者施設等への協力依頼】

○面会は時間や人数を制限し、厳重な感染予防策を実施

（施設長等の判断のもとで実施）

- ①施設の特性を踏まえ、患者・利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討
- ②面会時は厳重な感染予防策を実施

■ 会食に関する注意事項 ■

【必ず守るべき3つの条件】

①店側の感染対策ができていることを確認

《飲食店を選ぶ際のポイント》

座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、
消毒液の設置、換気の徹底



②参加者の2週間以内の行動歴を確認

「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと

③当日の体調不良者がいないことを確認

日常の会食は、基本的に4人以下

- 毎日顔を合わせ、
感染リスクの高い行動のない人と
- 席の間隔を十分空けて
- 大声を出さない。羽目を外さない
- 長時間の飲食は避ける（2時間以内）
- 感染対策がとられたお店を利用する